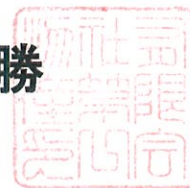


一般貨物運送事業 運賃料金表

有限会社 第一物産

代表取締役 山内 公勝



一般貨物自動車運送事業運賃・料金

下記、一般貨物自動車運賃料金表につきましては、認可運賃から届出制運賃となっておりますので、各事業者へ直接お問い合わせ下さい。以下の料金は【参考】となります。

ご不明な点は、社団法人 神奈川県トラック協会までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：一般社団法人神奈川県トラック協会事業部 TEL045-471-8882

<http://www.kta.or.jp/pub/index.html>

※国際大型海上コンテナを運送する場合に限る

平成9年2月14日改正 平成元年3月24日認可

I 料金の種類及び額

1 距離制運賃率

(単位 円)

基準 キロ程	A表	B表	C表
	高さ 2,438 mm (8') 又は 2,590 mm (8'6") 幅 2,438 mm (8') 長さ 6,058 mm (19' 10 ¹ / ₂ ")	高さ 2,438 mm (8') 又は 2,590 mm (8'6") 幅 2,438 mm (8') 長さ 10,668 mm (35')	高さ 2,438 mm (8') 又は 2,590 mm (8'6") 幅 2,438 mm (8') 長さ 12,192 mm (40')
5 km	16,990	24,050	26,130
10	20,140	28,520	30,990
20	25,050	35,610	38,710
30	29,970	42,720	46,440
40	34,900	49,800	54,150
50	39,800	56,930	61,870
60	44,730	64,010	69,580
70	49,650	71,100	77,280
80	54,560	78,190	84,990
90	59,480	85,280	92,710
100	64,410	92,400	100,440
110	67,740	96,730	105,170
120	71,060	101,080	109,870
130	74,370	105,430	114,600
140	77,700	109,780	119,310
150	81,040	114,110	124,040
160	84,370	118,460	128,770
170	87,710	122,810	133,490
180	91,020	127,150	138,210
190	94,350	131,510	142,930
200	97,680	135,840	147,660
220	102,470	141,970	154,330
240	107,220	148,120	160,990
260	112,000	154,260	167,650
280	116,750	160,370	174,330
300	121,530	166,530	181,000
320	126,310	172,670	187,670
340	131,070	178,790	194,340
360	135,840	184,930	201,010
380	140,610	191,090	207,710
400	145,370	197,270	214,380
420	150,160	203,340	221,020
440	154,910	209,490	227,690
460	159,670	215,640	234,360
480	164,430	221,760	241,060
500	169,220	227,900	247,730

550	177,320	238,010	258,700
600	185,450	248,080	269,650
650	193,580	258,190	280,620
700	201,690	268,280	291,610
750	209,800	278,370	302,580
800	217,900	288,470	313,540
850	226,020	298,550	324,520
900	234,150	308,640	335,490
950	242,280	318,740	346,450
1,000	250,370	328,840	357,430
以上 50 km まで を増すごとに	8,110	10,100	10,970

2 専属制運賃表

(単位 円)

車両		第 5 輪荷重 9 トン以上の車両
基礎額		80,100
加算額	作業時間 8 時間をこえる場合は 1 時間までを増すごとに	8,760
	基礎走行キロ 80 km をこえる場合は、10 km までを増すごとに	1,250

3 諸料金

(1) 車両留置料

(単位 円)

車両	第 5 輪荷重 9 トン以上の車両		
トラクター30 分までごとに	3,970		
トレーラーサイズ	20 フィート	35 フィート	40 フィート
トレーラー24 時間までごとに	1,680 円	2,040 円	2,190 円

(2) 車両回送料

空車キロのキロ程に対応する運賃の額から実車キロに 10 km を加えたキロ程に対応する運賃の額を引いた額の 2 分の 1 とする。

4 割増料

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
危険品	(1) 高圧ガス取締法に定める品目	2 割以上の臨時の約束による。ただし、特定毒物については 5 割以上の臨時の約束による。
	(2) 消防法に定める品目	
	(3) 毒物及び劇物取締法に定める品目	
	(4) 火薬類取締法に定める品目	10 割以上の臨時の約束による。
易損品 高価品等	精密機械、電子計算機、通信機、カラーフィルム等 コンテナ 1 個当たりの商品価格 2 千万円以上のもの	3 割以上の臨時の約束による。
生きた動物	活牛、活馬等	2 割以上の臨時の約束による。

(2) 深夜早朝割増 午後 10 時から午前 5 時までの作業 3 割

(3) 冷凍・冷蔵コンテナ割増 2 割

(4) 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11 月 16 日 至 4 月 15 日	2 割
新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	

(5) 休日割増

日曜及び祝祭日

2割

5 消費税導入に伴う運賃料金の加算（免税対象となる取引は除く）

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

II 距離制運賃適用方

1 適用範囲

この運賃及び料金は、専用車両により、国際大型海上コンテナを運送する場合に適用します。ただし、輸出入貨物以外の貨物を収納した国際大型海上コンテナを運送する場合及びそのための回送を行う場合には適用しません。

2 定義

(1) 「国際大型海上コンテナ」とは高さ 2,438 mm、幅 2,438 mm、長さ 6,058 mm（8 フィート×フィート×20 フィート）の大きさ以上の国際輸送用大型海上コンテナをいいます。（以下「コンテナ」といいます。）

(2) 「1 回の運送」とは次の各号をいいます。

①コンテナヤード（コンテナフレートステーション等の集積場所を含みます。以下この項について同じ）から荷主の指定した場所、又は荷主の指定した場所からコンテナヤード間の車上受から車上渡しまでのコンテナの運送をいいます。

②前号の区間を往路・復路ともにコンテナを運送した場合は、往復で 1 回の運送とします。ただし、コンテナを往路運送後荷主先において帰庫してもよい旨の荷主の意思表示があった場合（トレーラー切り離しをいいます）、又は復路において荷主の異なる場合においては往路のみで 1 回の運送とします。

3 運賃計算の原則

運賃はコンテナのサイズ別に運送距離によって 1 回の運送ごとに計算します。

4 運送距離の計算

(1) 運送距離は「海上コンテナ料程表」によるものとし、キロ程の記載のないものは（昭和 47 年 7 月 5 日自貨第 66 号・昭和 49 年 7 月 12 日自貨第 132 号にて一部改正）通達別冊「自動車路線営業キロ程表」によるものとし、経路が複数の場合には荷主が指定した場合を除くほか、その最短のキロ程により計算します。

(2) 自動車航送船を利用して通しで運送する場合は、航路の前後のキロ程を通算します。

5 端数処理

運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は次により処理します。

(1) 計算した金額が 10,000 円未満のときは、100 円未満の端数は 100 円に切り上げます。

(2) 計算した金額が 10,000 円を超えるときは、500 円未満の端数は 500 円に、500 円を超え 1,000 円未満の端数は 1,000 円に切り上げます。

6 品目割増

コンテナの内容品が品目割増に当該する場合には、所定の割増率を適用します。

内容品に割増率を適用する品目と適用しない品目、または異なった割増率を適用する品目が含まれている場合には、そのうち最高の割増率を適用します。

7 冷凍コンテナ割増

冷凍、冷蔵コンテナを運送する場合は冷凍機を作動させた区間については運送区間当該区間との割合により所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。

$$\left[\frac{\text{作動距離}}{\text{運送距離}} \times \text{運送距離運賃} \right] \times 0.2$$

8 冬期割増

運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、当該割増区間の運送距離による運賃に対して所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。(冬期割増区間の運送距離運賃×0.2)

9 休日割増

日曜・祝祭日(当日に限る)に行われる運送については、所定の休日割増率を適用します。

10 深夜・早朝割増

深夜・早朝割増適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送(当該運送のための詰込み、取り出し時間及び車両留置時間を含みます)については、次の式により計算した割増額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間÷運送時間(当該運送のための詰込み取出し時間および車両留置時間を含む)×運賃(割増が適用されない場合の運賃総額)×0.3

11 車両留置料

荷主側の責によりトラクタがコンテナの発着地(コンテナヤード、コンテナフレートステーションを含みます)に到着後2時間を経過しても出発できないときは、その2時間を超える期間について所定の車両留置料を収受します。トレーラーが24時間を超え留置された場合は、その超えた時間につき所定の車両留置料を収受します。

12 車両回送料

1回の運送のため総走行キロ中、空車キロが実車キロに10kmが加えたキロ程を超過する場合は、所定の車両回送料を収受します。

13 消費税導入に伴う運賃料金の加算方法

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (2) 前項により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

14 実費収受

次の荷主要求による運送に伴う特別の負担は実費として収受します。

- (1) 詰込み、又は取出し料(コンテナの中へ荷を搬入すること、あるいは搬出すること)
- (2) 自動車航送船利用料(航送中の諸経費を含みます)
- (3) 有料道路利用料
- (4) 荷役機械使用料
- (5) 汚わい品によるトレーラ洗車料
- (6) 特殊な特認手数料(道路交通法第57条第3項の規定による第58条の制限外許可手続き)

(7) 特殊車両使用料

(8) その他の運送に関連して求められるサービスに対する特別の対価

15 手配取消解除

運送手配申し受け前日の最終時刻平日 16 時、土曜日 12 時を経過し、運送開始までの間の取消の場合は 1 件につき、運送するコンテナサイズ別距離制運賃の最低運賃の 2 分の 1 を収受します。

又、当該運送を開始した以降の取消の場合には、当該運送を遂行したものとして、その運送の正規の運賃を収受します。

16 その他

この運賃及び料金の適用に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者間の取決め、又は慣習によるものとします。

17 専属制運賃の適用方

同一埠頭内のコンテナフレートステーションとコンテナヤード間の運送（荷主との特約がある場合に限り）については、2 から 4 までの規定にかかわらず専属制運賃を適用することができます。

専属制運賃を適用する場合には、1、2、4 から 10 まで及び 13 から 16 までを準用します。